

技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第30号

技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与に関する規則（昭和32年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職務の級の決定) <u>第4条</u> 職員の職務の級は、その職務に応じ、かつ、その者の能力等を考慮し、又はその者の勤務成績に従い、決定する。</p> <p>(初任給) <u>第5条</u> 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、<u>別表第3</u>の初任給基準表により決定する。</p> <p>(昇格の場合の号給) <u>第6条</u> 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する<u>別表第4</u>の昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。</p> <p>(降格の場合の号給) <u>第7条</u> 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する<u>別表第5</u>の降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。</p> <p><u>第8条～第10条</u> 略</p>	<p>(<u>級別資格基準表</u>) <u>第4条</u> 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、<u>別表第3</u>に定める<u>級別資格基準表</u>に定めるとおりとする。</p> <p>(職務の級の決定) <u>第5条</u> 職員の職務の級は、<u>第3条</u>に規定する等級別基準職務表及び前条に規定する<u>級別資格基準表</u>により決定する。</p> <p>(初任給) <u>第6条</u> 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、<u>別表第4</u>の初任給基準表により決定する。</p> <p>(昇格の場合の号給) <u>第7条</u> 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する<u>別表第5</u>の昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。</p> <p>(降格の場合の号給) <u>第8条</u> 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する<u>別表第6</u>の降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。</p> <p><u>第9条～第11条</u> 略</p> <p><u>別表第3</u> (<u>第4条、第5条関係</u>)</p>

級別資格基準表

学歴免許等	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
高校卒	0	6	別に定める	別に定める
中学卒	0	9	別に定める	別に定める

別表第3 (第5条関係)

初任給基準表

略

備考 新たに職員となった者の号給を決定する場合には、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）第11条から第15条までの規定を準用する。

別表第4 (第6条関係)

昇格時号給対応表

略

別表第5 (第7条関係)

降格時号給対応表

略

別表第4 (第6条関係)

初任給基準表

略

備考

- 1 新たに職員となった者の号給を決定する場合には、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号。以下「規則」という。）第11条、第12条、第14条、第16条及び第17条の規定を準用する。
- 2 前項において準用する規則第14条第1項中「その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月」とあるのは、学歴免許等欄の「高校卒」の区分の適用を受ける職員の場合においては「その者の経験年数のうち9年を超える経験年数の月数については18月」と読み替えるものとする。

別表第5 (第7条関係)

昇格時号給対応表

略

別表第6 (第8条関係)

降格時号給対応表

略

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に新たに職員となった者その他当該職員との権衡上必要と認められる職員の同日における号給の調整については、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける者の例による。